

居宅介護支援事業所利用契約書

利用者 (以下「甲」という。) と社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会 (以下「乙」という。) とは、居宅介護支援サービスの利用に関する契約 (以下「本契約」という。) を次のとおり締結します。

(契約の目的)

- 第1条 乙は、介護保険法関係法令の趣旨に従い、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、利用者に対し適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整、その他便宜の提供を行います。
- 2 乙が甲に対して実施するサービス内容、事業所の概要、利用料金などの重要事項は、別紙「重要事項説明書」に定めるとおりとします。
- 3 甲及び身元引受人は、乙からサービスの提供を受けたときは、乙に対し、重要事項説明書の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

(契約期間)

- 第2条 本契約の有効期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。
- 2 前項の契約期間の満了日30日前までに甲から書面による更新拒絶の申し出がない場合には、本契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとし、
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

(居宅サービス計画の立案)

- 第3条 甲の居宅サービス計画の作成に関する業務は、乙の事業所の介護支援専門員 (以下、「介護支援専門員」という) が担当します。
- 2 介護支援専門員は、甲の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容等を記載した居宅サービス計画を作成します。
- 3 介護支援専門員は、甲及び甲の家族等に対して、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を行うこと、また甲及び甲の家族等は複数の事業所の紹介を求めることが可能です。
- 4 介護支援専門員は、甲及び甲の家族等に対して、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由について説明を行うこと、また甲及び甲の家族等は位置づけた理由を求めることが可能です。

- 5 居宅サービス計画は、甲及び甲の家族等に説明し、同意を得た上で決定するものとします。また、乙は居宅サービス計画を変更した場合には、甲に対して書面により交付し、同意を得た上で決定するものとします。
- 6 甲の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または甲もしくは甲の家族等の要請があった場合、変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、甲及び甲の家族等と協議して居宅サービス計画を変更するものとします。
- 7 前項の変更に際して、医療系サービス等の変更が必要となる場合は、速やかに関係事業者連絡する等、必要な援助を行います。

(居宅サービス計画作成後の援助)

- 第4条 事業者は、居宅サービス計画の作成後、利用者及び利用者の家族と継続的に連絡をとり、利用者の実情や居宅サービス計画の実施状況等の把握を行います。
- 2 事業者は、利用者の解決すべき課題の変化が認められた場合等、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
 - 3 事業者は、利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。
 - 4 サービス担当者会議について、感染防止や多職種連携促進の観点からテレビ電話その他の情報通信機器を活用して開催する場合があります。

(介護保険施設入所への支援)

- 第5条 事業者は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合、利用者に適切な介護保険施設の紹介、その他必要な援助を行います。

(サービス利用料金及びその支払い)

- 第6条 指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、甲の自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、乙は、指定居宅介護支援提供証明書及び領収証を発行し、甲は、後日、所在市町村窓口指定居宅介護支援提供証明書及び領収証を提出し払い戻しを受けることができます。

- 2 乙は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、甲が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付費額」という）の限度において、甲に代わって市町村から支払いを受けます。
- 3 甲及び身元引受人並びに連帯保証人は、第1項ただし書きに定める費用について連帯して、サービス利用料金を乙に支払うものとします。
- 4 前項のサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、甲はこれを翌月26日までに支払うものとします。

(利用料金の変更)

- 第7条 第6条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費等制度改定があった

場合、乙は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

(守秘義務等)

第8条 乙及び乙の職員は、正当な理由がない限り、甲に対する指定居宅介護支援の提供にあたって知り得た甲又は甲の家族の秘密及び個人情報を漏らしません。

2 乙は、乙の職員が退職後、在職中に知り得た甲又は甲の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

3 乙は、甲及び甲の家族の個人情報について、甲の居宅サービス計画立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員と指定居宅サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、甲及び甲の家族の同意を得た上で必要最小限の範囲内で使用します。

4 第1項の規定にかかわらず、甲は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に定める通報を行うことができるものとし、その場合、甲は、秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(損害賠償責任)

第9条 乙は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により甲に生じた損害について賠償する責任を負います。

第8条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、甲に故意または過失が認められる場合には、甲の置かれた心身の状況をして相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2 乙は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(免責事由)

第10条 乙は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。

2 乙は、以下の各号に該当する場合には、損害賠償責任を負いません。

一 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害または事故が発生した場合

二 甲が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害または事故が発生した場合

三 甲の急激な体調の変化等、乙が実施したサービスにもつぱら起因しない損害または事故が発生した場合

四 甲が、乙及び職員の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害または事故が発生した場合

五 損害の発生が不可抗力による場合

(サービス提供困難時の対応)

第11条 乙は、本契約の有効期間中、地震・水害等の天災その他自己の責に起因しない事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、事業の実施地域等を勘案し、適当な

事業者等の紹介を行います。

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第12条 甲が、以下の各号のうち一つにでも該当する事由が発生した場合、本契約は終了します。

- 一 甲が死亡した場合
 - 二 要介護認定により甲が非該当（自立）又は要支援1・2と認定された場合
 - 三 甲が介護保険施設に入所した場合
 - 四 甲が特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合
 - 五 乙が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 六 事業所が介護保険事業者指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
 - 七 第12条から14条に基づき本契約が解約または解除された場合
- 2 乙は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

(甲の契約解約)

第13条 甲は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、甲は契約終了を希望する日の30日前までに乙の定める書式に基づく書面により通知するものとします。

- 2 甲が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 甲は乙または乙の職員が以下の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を直ちに解除することができます。
- 一 乙もしくは職員が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
 - 二 乙もしくは職員が、第8条に定める守秘義務に違反した場合
 - 三 乙もしくは職員が、故意または過失により甲又は甲の家族の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(乙の契約解除)

第14条 乙は、甲が以下の各号の一に該当する場合には、催告その他の手続きを要することなく本契約を直ちに解除することができます。

- 一 甲が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 甲が、故意または重大な過失により乙または乙の職員の生命・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行う等、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(利用者負担金の滞納)

第15条 乙は、甲が正当な理由なく乙に支払うべき利用者負担金を2ヶ月滞納した場合には、乙が2週間以上の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間満了までに当該利用者負担金の支払がないときは、本契約を解除することができます。

(身元引受人の責任)

第16条 乙が甲に提供したサービスの利用者負担金等、乙が甲に対して支払うべき一切の費用は、甲及び身元引受人が支払うこととします。

(清算)

第17条 第12条第1項第2号から第7号により本契約が終了した場合において、甲が、既の実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他乙に対する義務を負っている場合は、契約終了日の翌月10日までに清算するものとします。

(苦情処理)

第18条 乙は、提供したサービスに関する甲からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適正に対応するものとします。

(協議事項)

第19条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、乙は介護保険法関係法令の定めるところに従い、甲と誠意をもって協議するものとします。

(合意管轄)

第20条 本契約に関する一切の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

1 法人概要

設置主体	社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会	
法人成立	平成 13 年 6 月 27 日	
理事長	福田 善晴	
法人所在地	高知市薊野北町 2 丁目 2 5 - 8	
電話番号	(0 8 8) - 8 0 3 - 1 1 2 2	
FAX 番号	(0 8 8) - 8 0 3 - 1 1 1 5	
メールアドレス	fuku4-h-s-junbi@mwe.biglobe.ne.jp	
ホームページアドレス	http://care-net.biz/39/hata-dialife/	
実施事業	社会福祉事業	特別養護老人ホームあざみの里（利用定員 8 0 名）
		特別養護老人ホームあざみの里(短期入所生活介護)
		特別養護老人ホーム絆の広場（利用定員 8 0 名）
		特別養護老人ホーム絆の広場（短期入所生活介護：利用定員 20 名）
		グループホームあざみの家（利用定員 1 8 名）
		グループホーム三つ星日記（利用定員 1 8 名）
		小規模多機能ホームあざみの荘 （登録定員 2 9 名 通いサービス利用定員 1 5 名 宿泊利用サービス利用定員 5 人）
		小規模多機能ホームぼっち横丁 （登録定員 2 9 名 通いサービス利用定員 1 8 名 宿泊利用サービス利用定員 6 人）
		ヘルパーステーションあざみ
		グループホームリットの風（利用定員 1 0 名）
		就労継続支援 B 型事業所リットの風 （利用定員 2 0 名）
		救護施設誠和園（入所定員 70 名）
		救護施設誠和園（通所定員 14 名）
	公益事業	有料老人ホーム馴染み横丁（利用定員 3 0 名）
		有料老人ホーム千金の一日（利用定員 4 0 名）
		居宅介護支援事業所まると応援隊

2. 事業の概要

- (1) 種 類 居宅介護支援
(事業所番号 3 9 7 0 1 0 5 1 4 8)

- (2) 名 称 居宅介護支援事業所まると応援隊
 (3) 所在地 高知県高知市一宮西町3丁目31番25号
 (4) 電話番号 088—846—9050
 F A X 088—820—2005
 (5) 管理者 唐岩 美千代
 (6) 運営方針

事業所の介護支援専門員は、要介護者が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該要介護者の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図るものします。

- (7) 開設年月日 平成24年12月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域

高知市全地域とし、その他の実施地域は、ご相談とさせていただきます。

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

※ 緊急を要する場合については、ご相談ください。24時間連絡が取れる体制となっています。

4. 職員の体制

職員の 職 種	人 員 (人)	区 分				職 務 内 容 等
		常 勤 (人)		非常勤 (人)		
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
管理者	1		1			管理者
介護支援専門員	2	2				介護支援専門員

5. 提供するサービスの提供方法、内容及び利用料金

- (1) 提供するサービスの提供方法及び内容

ア 利用者の相談を受ける場所

事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行います。

イ 使用する課題分析票の種類

利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用します。

ウ サービス担当者会議の開催場所

事業所内その他必要と認められる場所において開催します。

エ 介護支援専門員の居宅訪問頻度月 1 回以上及び必要に応じて訪問するものとします。

オ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前 6 月間に作成した居宅サービス計画書に位置付けられた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めるものとします。

※ 事業所の居宅サービス計画書の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。

(2) サービス利用料金

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用者の自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1 ヶ月当たりの料金をお支払いいただきます。その場合、事業者は居宅介護支援提供証明書及び領収証を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口に住居介護支援提供証明書及び領収証を提出しますと払い戻しを受けることができます。

【基本利用料】

取扱要件	利用料 (1 ヶ月あたり)		利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
居宅介護支援費 (I i) <取扱件数が 4 5 件未満>	要介護度 1・2	10,860 円	無 料	10,860 円
	要介護度 3・4・5	14,110 円		14,110 円
居宅介護支援費 (I ii) <取扱件数が 4 5 件以上 6 0 件未満>	要介護度 1・2	5,440 円		5,440 円
	要介護度 3・4・5	7,040 円		7,040 円

※上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
-------	-------	-----

特定事業所加算（Ⅲ）	主任介護支援専門員が配置されていること。専ら居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。24時間連絡体制が確保し、かつ必要に応じて利用者などの相談に対応する体制を確保していること。計画的研修や定期的会議を開催していること。地域包括支援センター等が実施する事例検討会等の参加をしていること。地域包括支援センターからの支援困難ケースの受入れ体制が整っていること。家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること。介護支援専門員1当たりの受け持ち件数が45件未満であること。介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会・研修会等を実施していること。必要に応じて多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している場合	3,230円
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を提供した場合	3,000円
通院時情報 連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師に対して利用者の心身の状況や生活環境等の利用者に関する必要な情報の提供を受けて上で、居宅サービス計画書に記録した場合	500円
入院時情報 連携加算（Ⅰ）	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合	2,500円

	合	
入院時情報 連携加算(Ⅱ)	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合	2,000円
退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合	4,500円
緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合	2,000円

(3) 利用料金のお支払い方法

法定代理受領サービスである時は、自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1か月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌月26日までにお支払いください。

その場合、事業者は居宅介護支援提供証明書及び領収証を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて居宅介護支援提供証明書及び領収証を提出しますと払い戻しを受けることができます。

①事業所での現金支払い

②銀行振り込み

阿波銀行 高知支店 普通預金 №1076334

口座名 社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会

理事長 福田善晴

③口座自動引落とし

預金口座振替による集金代行事務委託先

阿波銀ビジネスサービス（株）

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業における苦情やご相談は以下の専用窓口で受けます。

○苦情受付窓口（担当者） （088-846-9050）

担当者 管理者・介護支援専門員 唐岩 美千代

(2) 行政機関その他苦情受付機関

高知市介護保険課	所在地 高知市本町5丁目1番45号 電話番号 088-823-9972 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会担当者	所在地 高知市丸の内2丁目6番5号 電話番号 088-820-8410 受付時間 9:00～16:00
県社会福祉協議会 (福祉サービス困りごと解決委員会)	所在地 高知県高知市朝倉戊375番地1 高知県立ふくし交流プラザ内 電話番号 088-844-9007 受付時間 9:00～16:00

7. 非常火災時の対応

非常時には、別途定める消防計画にのっとり対応します。また、非常時避難・誘導等を円滑に行うため、総合避難訓練を年2回原則5月及び10月に実施します。

8. 身体拘束等の廃止

- ①職員は、緊急やむを得ない場合（①切迫性、②非代替性、③一時性）を除き身体拘束をしません。
- ②緊急やむを得ない場合の身体拘束であっても、その態様、時間、利用者の心身の状況及び緊急やむを得なかった理由を記録します。
- ③管理者は、職員や家族等に対し身体拘束廃止に向けての必要な研修や意識啓発の機会を提供します。

9. 高齢者虐待防止

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待などの防止のため次の措置を講じるものとします。

- ①虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修を実施します。
- ②事業所において、高齢者虐待防止のための委員会を定期的に開催します。
- ③事業所は、サービス提供中に、当該事業所又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

10. 感染症の対策

- ①事業所内感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②事業所は介護支援専門員に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- ③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行います。

11. 自然災害の対策

- ①事業所は、自然災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続

的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を行います。

②事業所は介護支援専門員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。

③事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

12. ハラスメント対策の強化

事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

13. 事故発生時の対応

サービス提供中に契約者の病状等が急変、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等に連絡等必要な措置を講じます。

14. 秘密保持等の対応

事業所の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するために必要な措置を講じます。

〔 説明確認欄 〕

居宅介護支援事業所まると応援隊の利用契約締結にあたり、利用契約書、重要事項説明書、個人情報使用同意について説明を受け、同意致します。

本契約の成立したこと及び重要事項の説明を受けたことを証し、本書2通を作成し、甲、乙及び説明者が記名又は署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者（乙） 所在地 高知県高知市薊野北町2丁目25-8
 名 称 社会福祉法人 秦ダイヤライフ福祉会

代表者 理事長 福田 善晴 印

説明者 居宅介護支援事業所まるごと応援隊
職 種 介護支援専門員

氏 名 _____ 印

令和 年 月 日

利用者（甲）

住所 _____

氏名 _____

代理人
(選任した場合)

住所 _____

氏名 _____

身元引受人

住所 _____

氏名 _____